

静岡県告示第618号

児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額（昭和63年静岡県告示第642号の3）の一部を次のように改正する。

令和4年9月6日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
<p>児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人（以下「措置児童等」という。）又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額は、措置児童等（母子生活支援施設に入所している保護者又は助産施設の入所妊産婦の各月初日の年齢が20歳以上である場合を含む。）単位に、表1及び表2の施設種別及び各月初日の措置児童等及び措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（児童福祉法第6条の3第1項による事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によつて定まる基準額を徴収額とする。</p>				<p>児童福祉法施行細則第21条第1項の規定による本人（以下「措置児童等」という。）又はその扶養義務者の負担する費用の徴収額は、措置児童等（母子生活支援施設に入所している保護者又は助産施設の入所妊産婦の各月初日の年齢が20歳以上である場合を含む。）単位に、表1及び表2の施設種別及び各月初日の措置児童等及び措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（児童福祉法第6条の3第1項による事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によつて定まる基準額を徴収額とする。</p>			
表1—1 （略）				表1—1 （略）			
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設及び自立援助ホーム	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設及び自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額（月額）	徴収金基準額（月額）	階層区分	定義	徴収金基準額（月額）	徴収金基準額（月額）
(略)				(略)			
備考	<p>1～4 （略） 5 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、<u>地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。</u></p>			備考	<p>1～4 （略）</p>		

1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者(母又は父を除く。)であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。))が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの(2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子

であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

6 (略)

7 (略)

5 (略)

6 (略)

表 1-2 (略)

階層区分	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設及び自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)

(略)

備考 1～6 (略)
 7 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。
 また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者（母又は父を除く。）であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

表 1-2 (略)

階層区分	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設及び自立援助ホーム
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)

(略)

備考 1～6 (略)

の合計から、(1)又は(3)に該当する場合
にあつては26万円を、(2)に該当する場
合にあつては30万円を控除するものと
し、2における所得税の額を計算する
場合には、総所得金額、退職所得金額
又は山林所得 金額の合計から、(1)又
は(3)に該当する場合にあつては27万円
を、(2)に該当する場合にあつては35万
円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子
であつて、現に婚姻をしていないも
ののうち、扶養親族その他その者と
生計を一にする子（前年の所得（地
方税法第313条第1項に規定する所得
の合計額。以下同じ。）が所得税法第
86条第1項の規定により控除される
額（以下「基礎控除額」という。以
下である子（他の者の同一生計配偶
者又は扶養親族である者を除く。以
下同じ。））を有するもの（(2)に掲げ
る者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族で
ある子を有し、かつ、前年の所得が
500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子
であつて、現に婚姻をしていないも
ののうち、その者と生計を一にする
子（前年の所得が基礎控除額以下で
ある子）を有し、かつ、前年の所得
が500万円以下であるもの

8 (略)

9

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産
施設の実施は、その妊産婦が次のい
ずれかに該当するときは行わないも
のとする。

7 (略)

8

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産
施設の実施は、その妊産婦が次のい
ずれかに該当するときは行わないも
のとする。

ア (略)

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において分娩費、出産費、助産費等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) (略)

ア (略)

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において分娩費、出産費、助産費等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、408,000円以上であるとき。

(2) (略)

表 2

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
(略)		
備考	1 (略) 2 所得割の額の算定方法は、地方税法の定めるところによるほか、次に定めるところによること。	

表 2

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)
(略)		
備考	1 (略) 2 所得割の額の算定方法は、地方税法の定めるところによるほか、次に定めるところによること。	

(1)～(3) (略)

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ

中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3～7 (略)

(1)～(3) (略)

3～7 (略)

備考改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年7月1日から適用する。ただし、表1-2備考9(1)イの改正は、令和4年1月1日から適用する。